

令和2年

第4回市議会臨時会 議案第2号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月24日提出

函館市長 工藤 壽 樹

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年函館市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 令和2年12月に支給する期末手当に関する第10条第1項および第16条第1項において準用する給与条例第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

一般職の職員の期末手当の支給率を改定するため